平成２６年（フ）第６１０号
千葉県野田市山崎1340番地の３　アビタシオン大和田Ａ棟105号
債務者　田中　啓一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３号
千葉県柏市布施新町３丁目10番３号
債務者　山田　曉美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６９号
大阪府寝屋川市河北西町17番４―606号、前住所大阪府寝屋川市太秦緑が丘10番11―101号
債務者　石田　英夫
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番14―605号
債務者　宮野　喜則
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番２―801号、従前の住所神戸市兵庫区駅前通４丁目３番１―511号
債務者　武政　真美
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
神戸市垂水区狩口台４丁目33番305号
債務者　玉置　瑞樹（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟302号
債務者　島谷　　心
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
神戸市兵庫区塚本通５丁目３番14号　文化ラメール101、従前の住所神戸市垂水区城が山１丁目14番28号
債務者　森岡　清行
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６号
沖縄県那覇市西１丁目７番１―503号　赤嶺マンション
債務者　荒谷真由美（旧姓親川）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１７４号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐25番地１
債務者　成田　襟子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２４４号
青森市松原２丁目12番15号　イーグルハイツ203号
債務者　木村　英路
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
神奈川県横須賀市長沢４丁目６番20号
債務者　石橋　哲也
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市長沢１丁目18番48号　グランデールＣ―102
債務者　渋谷　理紗（旧姓原・淡野・吉田）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６号
神奈川県横須賀市佐島３丁目２番35号
債務者　高橋千代子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２１６７号
愛知県春日井市柏井町５丁目341番地
債務者　河野留里子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４０号
愛知県あま市新居屋新町46番地　シャトレー浅井101号、従前の住所愛知県あま市上萱津銭神54番地１
債務者　光本　**徳**繁
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部